= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =



平成 17 年度第 3 号通 算 第 419 号平成 17 年 6 月 24 日

尼崎市役所総務局 職員部給与課

一夏期一時金等について-

6月22日午後2時から午後4時50分まで、中央公民館視聴覚室において、夏期一時金などの 交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

前回交渉時(平成17年6月14日)に、引き続いての交渉課題とされた、夏期一時金の問題 や次世代育成支援対策にかかる休暇制度の整備、職員証を顔写真入り名札として利用できる仕 様に改める提案などを中心に交渉を行った。

また、給料支給日の取扱いの変更ならびに、平成 18 年 1 月実施予定の支所・出張所の統廃 合に伴う勤務条件の変更について、新たに提案を行った。

組合への回答・提案

平成17年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について(修正メモ)

別紙1のとおり

給料の支給期日の取扱いについて (メモ)

別紙2のとおり

支所・出張所の統廃合に伴う土曜日の証明書発行業務について(メモ)

別紙3のとおり

具体的な交渉内容

1 夏期一時金について

課題の要旨

夏の一時金について、当局は別紙1のとおり修正回答を示した。

主な質疑の内容		
組合の主張	当局の回答	
修正回答の内容について		
役職者加算のあり方について、主任制度にか	主任を選考する基準としている、現行の試験	
かる論議も含めて協議を行う、とはどういうこ	制度の存廃も含め、主任制度について今一度検	
となのか。	討したうえで、現行の役職者加算制度のあり方	
	について協議していきたいということである。	
勤勉手当への成績率の導入について、当局は	成績率の導入について本格的な協議ができる	
どのように考えているのか。	ような資料提供や情報の収集をしていく。	
4,100 円加算措置		
4,100 円加算措置について、修正回答はない	い 念を押すようだが、対外的に説明がつかない	
のか。	4,100円の加算措置の廃止はやむを得ない。	
今年度措置できなかった部分を原資として、	現時点で具体案が用意できていないが、引き	
有効活用を検討したいとのことだが、手当と市	続き、対外的に理解が得られるよう、労使で検	
内居住促進策と絡めることは、議会で否決され	され「討、協議していきたい。	
た経緯もあるなかで困難ではないのか。		
現時点で何か具体案はあるのか。		
嘱託員の一時金		
嘱託労組との交渉が平行線のままだと聞いて	一時金の改善の検討を行うことは昨年 12 月	
いる。	に確認しており、臨時的任用職員と同様、今夏	
地公労議長の立場から、嘱託員の一時金の改	の人勧の内容等を検討したうえで、年末確定交	
善を求める。	渉時に検討結果を示していきたい。	

課題解決

夏期一時金に関する労使協議はここで終了した。

その後、一時金に関する交渉は、6月23日に、当局の当初提案及び修正回答の内容をもって妥結した。

<参考>役職者加算(役職段階別加算措置)とは

期末・勤勉手当について、民間の特別給の支給状況を踏まえ、係長級以上の職員に、職務段階 等に応じ新たな加算措置を導入した。

民間企業における賞与の支給状況をみると、役職段階の上位の者ほど手厚い支給割合の配分となっている実態にあるのに対し、公務の期末・勤勉手当は、諸般の事情から役職段階を問わず一

律に支給月数が定められたままで推移してきており、各層ごとの官民均衡が必ずしも図られていなかった。

近年、民間においては特別給を重視する傾向が強まり、これに伴って、給与全体の中に占める特別給のウエイトも大きくなってきている中で、民間の配分傾向は無視できないものであり、公務の期末・勤勉手当についても、総体的な支給水準を民間に準拠させるだけでなく、その配分面においても民間の傾向を反映したものとすることが従来にも増して必要となった。このため、新たに期末・勤勉手当に役職段階別加算措置を導入した。

(『平成2年度 人事院年次報告書』より抜粋)

2 新規職員の採用・欠員問題

課題の要旨

組合は、来年度の採用試験について具体的な内容の確認を行った。

また、前回交渉時に当局が調査するとしていた、休職による欠員の実態について、説明を求めた。

主な質疑の内容		
組合の主張	当局の回答	
来年度の新規採用数や募集期間はどのよう	採用数については以下のとおりとする。	
になるのか。	大卒事務 20 名程度	
	土木職・環境衛生職 若干名	
	消防吏員 5名程度	
	6月25日の市報に募集記事を掲載し、6月	
	27日から7月7日までを募集期間とする。	
	なお、懸案となっている前倒しの年度途中	
	採用も行う予定である。	
育児休業及び病気休職を理由とする欠員の	育児休業は現在 23 名おり、アルバイト 22	
数と、それに対応するアルバイトの補充状況	. 名の対応を行っている。残り 1 名についても	
は。	任用を予定している。	
	病気休職者の数は現時点で17名おり、その	
	うち 13 名は前年度から引き続き、4 名は今年	
	度から休職している。各所属からの要請に基	
	づき、臨時的任用職員で対応しており、現在	
	12名任用されている。	

課題解決への方向性(当局回答)

メンタル面を理由とした休職が長期化する傾向にあるなかで、職場の実態を踏まえた適正な 人員配置や欠員対応などに関して、賃金小委員会などの場で継続して協議していく。

3 特殊勤務手当の条例化

課題の要旨

今年度中の特殊勤務手当の条例化に向けて、その適正化も含めた協議を行っている。

主な質疑の内容		
組合の主張	当局の回答	
特殊勤務手当の見直しについては、労使間	福利厚生の面や、財政難に対する人件費抑	
で協議していくべき課題と考えている。	制への取組みについて、職員の協力も得なが	
しかしながら、先日 (5 月 26 日) の車座集	ら尼崎市が積極的に行っていることは市長も	
会にて市長が「ゴミ収集業務での年末年始手	十分に認識している。	
当など、3 つほど改善を考えており、既に指示	ただ、一部でまだ検討すべき課題が残され	
をしている」旨の発言があった。	ていることも事実であり、車座集会での発言	
先に世論誘導をしてから交渉に入るのはル	は、その思いを例示的に述べたものと思われ	
ール違反ではないか。	る。	
	市政に関する課題について、車座集会等で	
	話題となることもあるが、具体的な見直しに	
	ついては、労使交渉を基本としていく姿勢に	
	変りはない。	

課題解決への方向性

具体的な検討については、引き続き協議していく。

なお、特殊勤務手当支給の実態把握にむけて、各局に対して調査照会を行っている。

4 休暇制度の整備等について

課題の要旨

「子の看護休暇」の創設など、次世代育成に関連する休暇制度を国に準じた内容で整備を行うこととし協議を行っている。

主な質疑の内容		
組合の主張	当局の回答	
「子の看護休暇」は国と同様に 5 日とのこ	取得要件や取得単位が時間単位になるな	
とであるが、尼崎市独自の考え方をもって増	ど、活用しやすい休暇制度であり、国どおり	
日することはできないのか。	の制度設定を考えている。	

昨年の勤務時間変更にかかる交渉のなかでも議論したが、就学前の子供を抱える家庭では、保育所の送迎など、勤務時間の配慮が必要である。育児時間休暇について、国準拠にこだわらず、対象となる子供を1歳未満に限らず、就学前まで引き上げるなど、尼崎市独自の制度を創設すべきではないか。

育児時間休暇本来の制度趣旨も踏まえた中で、国の基準を超えた内容とするには、対外的に説明できるだけの理由が必要であるが、組合の提案どおり実施すると、就学前の子供を持つ職員は実質的に勤務時間の短縮となるため、導入は困難である。

なお国に準じた制度として、勤務時間の早 出・遅出制度の導入を検討する余地はある。

課題解決への方向性(当局回答)

「他の自治体では国の基準を超えた休暇制度を導入している事例もある」とする組合からの 指摘をうけ、他都市での取組みなど、必要な情報を収集し、賃金小委員会の場で引き続き協議 していくこととした。

5 職員証を顔写真入り名札として利用することについて

課題の要旨

前回の交渉で話題となった、現行の名札・職員証を製作した場合のコストと、新職員証を製作した場合のコストの比較について関連資料を提示し、具体的な質疑を行った。

主な質疑の内容				
組合の主張	当局の回答			
コスト比はどのようになるのか。	新たな職員証(円) 従前どおり(円)		円)	
	職員カード	315	職員証台紙等	17
	写真代	16	写真代	50
			加工人件費	250
			名札台紙	22
	計 331 円 計 33		39 円	
名札に顔写真を入れるメリットは何か。	職員の信用度が高まり、市民から親しま		見しま	
	れ、市のイメージ向上につながる等のメリッ		メリッ	
	トがあると考えている。			

課題解決への方向性

組合は、名札に顔写真を入れることについては職員間でも賛否両論があることをふまえ、今 一度、職員を対象に、是非を問うアンケートを実施すべきではないかと提案し、協議は継続す ることとなった。

6 給料支給日の取扱いの変更について

課題の要旨

職員の給料支給日は「尼崎市職員の給料の支給期日に関する規則」で基本は 17 日が支給日と定められている。

主な質疑の内容		
組合の主張	当局の回答	
尼崎市職員の給料の支給期日に関する規	平成 15 年に「国民の祝日に関する法律」が	
則はいつ変えたのか。	改正され、「海の日」及び「敬老の日」が第3	
	月曜日となったことを受け、改正した。	
	給与支給事務の処理や金融機関の日程の都	
	合上、15 日での支給は困難であるため、19 日	
	を支給日とした。	
給料の支給は、職員の根本的な勤務条件で	提案時期を逸したことについては陳謝す	
あり、支給日を変えることも当然に交渉事項	る。来月の支給事務にも影響があることか	
であったはずだ。	ら、早急に解決していきたい。	

課題解決への方向性

早急な解決を行うことを前提として継続協議とした。

7 支所・出張所の統廃合に伴う土曜日の証明書発行業務について

課題の要旨

支所・出張所を利便性の高い阪神尼崎駅・阪急塚口駅・JR 尼崎駅の周辺にサービスセンターとして再配置するとともに、市民サービスの向上を図るため、新たに土曜日に証明書発行等の業務を実施することによる勤務条件の変更について別紙3のとおり提案を行った。

主な質疑の内容			
組合の主張	当局の回答		
土曜日の出勤に関してのみの提案となっ	執務場所の変更それ自体は、諾否を要する		
ているが、そもそも支所・出張所の再配置	交渉事項ではないと考えているが、支所・出		
の全体像が明らかになっていないし、それ	張所の統廃合の全体像等の内容については、		
自体が提案事項ではないか。これまでも中	交渉の場に限らず、十分に説明を行っていき		
央支所や総合相談窓口の設置など、我々と	たい。		
全く協議なしに進められてきた。もっと現			
場の意見を聞くべきだ。また、施設再配置			
後の人員数も削減されており、また、新た			

な施設で業務を行うに際して、執務スペースや休息スペースが変更されるものであり、これは勤務条件の変更にあたるのではないか。

課題解決への方向性(当局回答)

このたびの支所・出張所の統廃合それ自体が大きな課題であるとする組合の主張を受け、支 所・出張所の統廃合にかかる全体像を示したうえで、引き続き協議を重ねることとした。

以上

別紙1

平成17年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について(メモ)

H17. 6. 22

平成17年6月14日付けの回答を、次のとおり修正する。

「3 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を改善することについて」を次のとおりとする。 現行どおりとする。

なお、役職者加算の対象範囲のあり方については、主任制度にかかる論議も含めて、今後協議していく。

「4 勤勉手当の成績主義による支給は行わないことについて」を次のとおりとする。 成績主義の導入について、今後協議していく。

> 以 上 (給与課)

修正前

3 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を改善することについて 現行どおりとする。

なお、役職者加算については、<u>その制度の趣旨に沿った内容に改めていくことを前提とし、</u> 今後協議していく。

4 勤勉手当の成績主義による支給は行わないことについて 成績主義の導入に向け、今後協議していく。

別紙2

給料の支給期日の取扱いについて(メモ)

H17.6.22

給料の支給期日について以下のとおり取扱うこととする。

17 日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるとき、18 日(18 日が休日に当たるときは、19 日)を給料の支給期日とする。

以 上 (給与課)

<参考>

対象	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
7月 (海の日)	18日 (月)	17 日 (月)	16 日 (月)
支給日	19 日 (火)	18日 (火)	17 日 (火)
9月(敬老の日)	19日 (月)	18日 (月)	17日 (月)
支給日	16 日 (金)	19日 (火)	18 日 (火)

支所・出張所の統廃合に伴う土曜日の証明書発行業務について(メモ)

H17. 6. 22

1 目的

支所市民課・出張所を利便性の高い 3 駅の周辺にサービスセンターとして再配置するとともに、市民サービスの向上を図るため土曜日に証明発行等の業務を実施する。

2 実施内容

3 サービスセンターにおいて、土曜日に各種証明書交付業務を実施する。

(1) 主な業務内容

住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸籍謄抄本などの各種証明書等の交付業務を実施する。

(2) 実施時間

毎週土曜日 午前9時から午後5時30分まで 但し、祝日及び年末年始を除く

(3) 実施場所

3サービスセンター

(阪神尼崎・JR尼崎・阪急塚口)

(4) 体制等

ア 本庁市民課

戸籍システム等作動確認及び登録原票記載事項証明書の発行業務として、2 名を配置する。

イ サービスセンター

サービスセンターの証明書発行業務として、2名を配置する。

なお、休憩時間帯 (11 時から 14 時まで) の対応職員として、別途 1 名を配置するもの とする。

3 実施日

平成18年1月4日

以 上 (給与課)